

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。）第十三条第一項前段の規定による必要な処分等措置を講ずることについて、当該措置を講ずべきことを命ずべき者を確知することができないため、同項後段の規定によって、次のとおり公告する。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 対象となる高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の概要

1 保管場所

広島県山県郡北広島町南方字青松日南一九四四番

2 種類等

(一) コンデンサー

製造者名	型 式	製 造 年	重 量 (k g)
不明	不明	不明	一・一
日通工株式会社	CP七〇B I F F一〇六K	不明	〇・六九五
不明	不明	不明	〇・四七三
不明	不明	不明	〇・四四四
不明	不明	不明	〇・四一〇

(二) 汚染物等

種 類	重 量 (k g)
繊維くず	八一・六
廃プラスチック類	七・六
繊維くず、廃プラスチック類及びガラスくず	三一・八

二 保管事業者の行うべき措置

当該保管場所にある高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら、又は他人に委託し適正に処分等措置を講ずること。

三 措置の期限

令和三年四月三十日

四 措置を行わない場合の対応

期限までに当該措置を行わないときは、知事が当該措置を行うものとし、これに要した費用については、法第十三条第二項の規定により保管事業者から徴収するものとする。

五 問合せ先

広島県環境県民局産業廃棄物対策課

電話（〇八二）五一三―二九六三（ダイヤルイン）